

# 新たな会社類型①

## ～人的組織として重要な組織の柔軟性の確保 (会社の内部の関係)

物的・人的の 区別		物的組織			人的組織				
組織形態		株式 会社	有限 会社	企業 組合 (注1)	新たな 会社類型	合資 会社	合名 会社	有限責任 組合 (注2)	任意 組合
検討項目									
組織 の 柔 軟 性	意思 決定	<p>法定の意思決定機関における 多数決が強制され、基本的には 定款によって決議要件を緩める ことが出来ない</p>			<p>原則全員一致ではあるものの、 定款によって意思決定方法を自由に定めることが可能</p>				
	定款 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会普通決議、特別決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会通常決議、特別決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会普通決議、特別決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として総社員の一致によるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則総社員の同意が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則総社員の同意が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※明確な規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※明確な規定なし。</li> </ul>
	業務 執行	<p>出資者から独立した 業務執行機関等の設置が 法的に強制され、 機関の設置や在り方に 自由度がない</p>			<p>原則として社員全員が業務執行に参加するが、 定款で業務執行機関そのものや機関の在り方を 自由に定めることが可能</p>				
持 分 の 考 え 方	利益 処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会普通決議事項(多数決)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会普通決議事項(多数決)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会普通決議事項(多数決)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款に、損益分配の割合、及び分配の手続について定めることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※明確な規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※明確な規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損益分配の割合は組合契約で定めることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損益分配の割合は組合契約で定めることが可能。</li> </ul>
	脱退 (退社)	<p>退社の自由は認められない</p> <p>&gt;明確な規定はないものの、株主(社員)平等の原則の観点から一部の構成員だけが任意に会社から財産の払戻しを受ける制度は認めにくい。</p>			<p>原則的に脱退(退社)の自由は認められる</p>				
持分 譲渡	<p>原則持分の譲渡は自由</p>			<p>持分の譲渡は、原則他の構成員全員の同意が必要</p>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>※取締役会で承認されない場合は譲渡制限にかかる旨を、定款に定めることは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員以外への譲渡には、社員総会での承認が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員は、組合(理事会)の承認を得なければ、持分を譲渡することが出来ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分の譲渡は、原則として総社員の一致によるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①有限責任社員は無限責任社員全員の、②無限責任社員は他の社員全員の同意がそれぞれ必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の社員全員の承諾が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※明確な規定はないが、全組合員の同意が必要とされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※明確な規定はないが、全組合員の同意が必要とされる。</li> </ul>

(注1)企業組合は、設立に行政庁の認可が必要。(注2)有限責任組合は、事業範囲が原則として投資事業に限定されている。

# 新たな会社類型②

## ～有限責任の確保（会社と外部との関係）

構成員の責任の範囲		全構成員有限責任				最低1人以上が無限責任を負う			
組織形態		株式会社	有限会社	企業組合	新たな会社類型	合資会社	合名会社	有限責任組合	任意組合
規定項目									
財産的基礎充実のための主な規律	資本維持・充実の原則	<b>資本維持・充実の原則有り</b> ○配当規制: 会社の貸借対照表上の純資産額が資本・法定準備金等の総額を上回る場合でなければ、会社は株主(社員)に対し、利益配当等財産分配をしてはならない。 ○全額払込主義: 資本の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることを要する。				<b>資本維持・充実の原則無し</b> ○配当規制や全額払込主義は適用されない。		有り ・組合財産は、純資産額を超えて分配出来ない。	無し
	最低資本金制度	<b>最低資本金制度有り</b> ※下限額の引き下げ乃至撤廃で検討中。 ・現行1,000万円以上。 ※新事業創出促進法による適用除外の特例有り。		<b>最低資本金制度無し</b>					
	その他	※この他、資本不変の原則(減資時の債権者保護手続の必要)有り。							
主な情報開示義務	計算書類等の開示規制	<b>計算書類等の開示規制有り</b> ・計算書類等の備付及び閲覧等 ・計算書類等の備付及び閲覧等 ・計算書類等の備付及び閲覧等 ※債権者に、貸借対照表及び損益計算書の閲覧請求権を与えるものとする。				<b>計算書類等の開示規制無し</b>		規制有り ・財務諸表等、公認会計士等作成の意見書の備置き・閲覧。	規制無し
	公告等その他	<b>公告(及び個別催告)等の義務有り</b> ・分割、合併等は官報等による公告等を要する。 ・計算書類の公告を要する。 ・分割、合併等は官報等による公告等を要する。 ・合併、出資一口の減少等については公告等を要する。 ※決算公告のように、広く第三者に決算内容の開示を求める措置はなし。				・合併については、官報による公告等を要する。 ・合併については、官報による公告等を要する。		※有限責任組合員の存在を明確化する為、登記制度が導入されている。	義務無し
取締役等の第三者に対する責任		<b>悪意・重大なる過失がある場合の第三者に対する責任規定有り</b> ○悪意又は重大なる過失があった場合は、その取締役等は第三者に対して連帯して損害賠償の責任を負う。							

(資料) 経済産業省「人的資産を活用する組織形態に関する提案—日本版LLC制度創設に向けて—」

#### 4. 日本版LLPの我が国における経済的・政策的意義と活用想定例

○我が国においては、各方面から、LLC・LLPのニーズが多数寄せられており、これらは、①産業再編支援、②研究開発促進、③高度サービス産業振興、④流通産業振興、中小企業の連携、個人創業、共同創業の振興等、といった経済的な意味、政策的な意義を有する。

##### 1. 経団連、石油連盟 → 「産業再編支援」

・素材産業の設備共同集約事業などへの関心あり。構成員課税の適用を受けて、当初の損失を親会社で通算して活用したいとの意向。99年当時、経団連はLLP制度を要求した経緯あり。産業活力再生法で匿名組合ベースの特例があるが、事業の時限が限定、無限責任制の限界などが課題。

##### 2. 半導体業界、TLO（技術移転機関） → 「研究開発促進」

・米国では、LLCを、インテル・IBM・モトローラ・インフィニオン・AMDなどが露光技術の共同研究開発ベンチャーとして活用した例があり、電機、電子業界が日本でも同様の仕組みで共同開発事業を行いたいとの意向あり。産構審の議論でも、分野横断・大小横断・産学連携の事業体として活用すべきとの指摘を受けた。TLO関係者からは、産学連携（大学発ベンチャー）の事業体として、あるいはTLO自身の事業体としてLLPに関心。大企業からのスピノフベンチャーの受け皿や技術研究組合で開発した技術を商業化するための事業体としてLLPに関心。

##### 3. 企業支援、情報、金融などサービス産業 → 「高度サービス産業振興」

・弁護士法人、監査法人等は合名会社、弁護士事務所、会計士事務所等は民法組合だが、有限責任の実質あり（法人課税ならLLC、構成員課税ならLLP）。コンテンツハウス、ソフトウェアハウス、デザインハウス、投資会社（ファンドの運営会社）なども、専門人材の共同事業なのでLLPへの関心は高い。

##### 4. 流通産業、中小企業連携、個人創業、共同創業の振興等

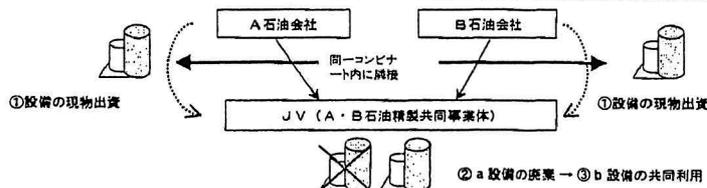
・流通産業における異業種の共同ブランドの立ち上げ、元気な中小企業同士の連携などでの活用可能性を関連企業が指摘。日本フランチャイズチェーン協会は、フランチャイジーの事業体として個人事業主の組織体として有限責任のLLCやLLPに関心（特に個人納税となるLLPに関心）。農業参入規制緩和の要請を受けて、農産生産法人としてLLCやLLPの活用に関心。

5

#### (想定例1) 産業再編支援：石油業界 石油生産部門における設備の効率的利用

○同一コンビナート内に隣接するA石油精製会社とB石油精製会社が、精製設備を一体運用することにより、設備の効率的利用を行い生産コストを低減させることを目的として、A・B石油精製パートナーシップ（共同事業体）を日本版LLPで設立。

○A社、B社それぞれが、精製設備a、bを現物出資し、その後、設備aの稼働を停止するか、あるいは設備aを完全廃棄して、残った設備bを共同運用する。これによって、最適な稼働水準を達成し、低コスト生産を行う。

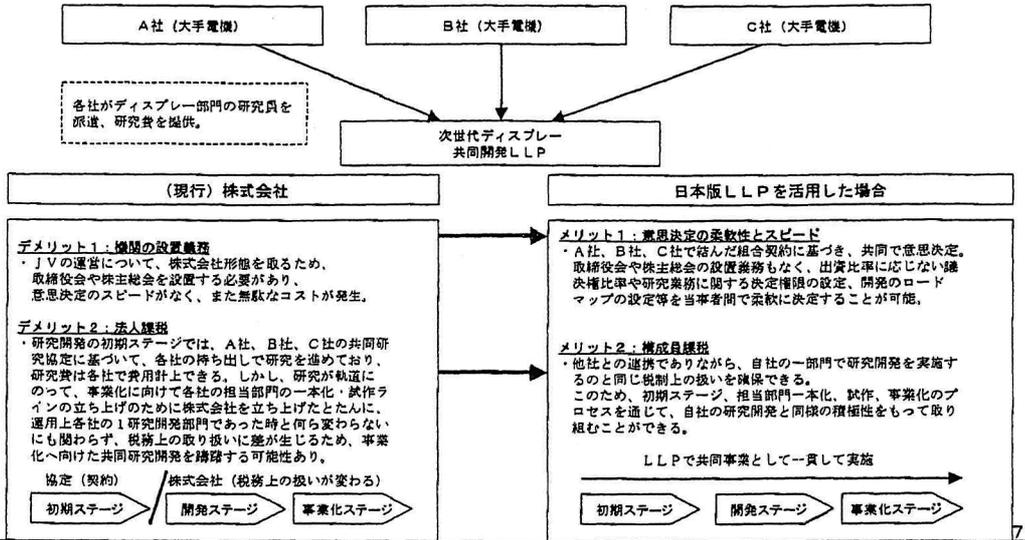


(現行) 株式会社	日本版LLPを活用した場合
<b>デメリット1：機関の設置義務</b> ・株主が親会社のみに限られた完全閉鎖会社となるため、意思決定機関などの設置は不要なコストとなる。効率化を目的とする合併であるだけに、不要なコストは致命的欠陥。 <b>デメリット2：法人課税</b> ・JVが法人課税対象となるため、JV段階で発生したランニングコストや設備廃棄コストを親会社（A、B）段階で税務上活用することができない。運用実態は、各社の1生産部門であった時と何ら変わらないにも関わらず、税務上の取り扱いに差が生じるため、設備集約自体に二の足を踏んでしまう可能性あり。	<b>メリット1：意思決定の柔軟性・スピード</b> ・意思決定機関を設置することなく、親会社（構成員）同士で日々柔軟に意思決定を行うことができるようになるため、意思決定のスピード・コストともに、株式会社形態でJVを行う場合に比べて格段に優位である。 <b>メリット2：構成員課税</b> ・日本版LLPという別事業体に事業を切り出しながらも、構成員課税の適用を受けることにより、税務上は親会社の一部門と何ら変わらない取り扱いが可能となる。

6

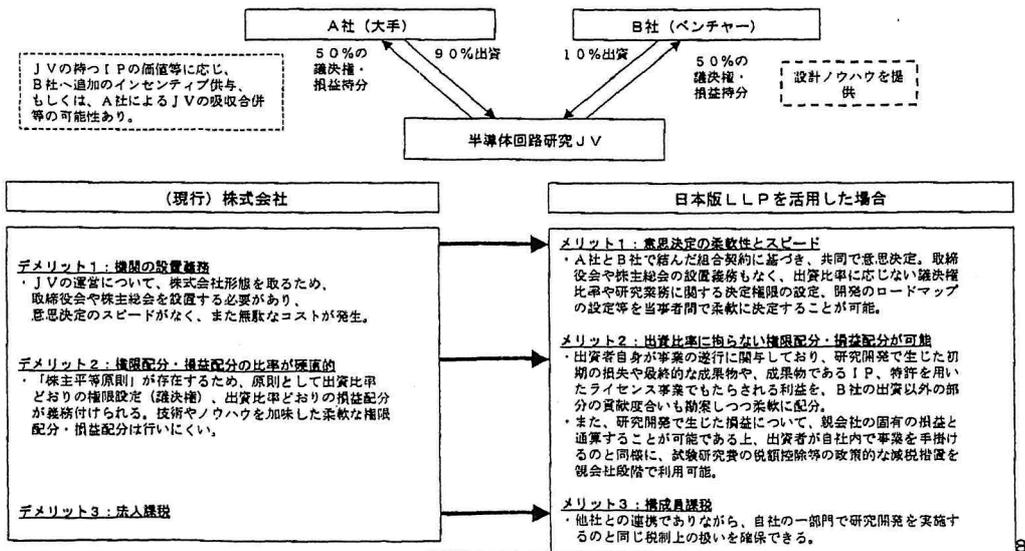
(想定例2) 研究開発促進①: 大手電機メーカー同士の次世代技術の共同研究開発

- 大手電機メーカーA社、B社、C社が次世代ディスプレイ技術を共同開発するためのJVを日本版LLPで設立。
- 研究開発の初期ステージから、開発ステージでの各社の担当部門の一体化、試作ラインによる生産開始まで、一貫して事業を実施。(既存の株式会社を利用して、各社の担当部門を社外に一元化すると、税務上の扱いが変わるため、プロセスが中断することがある。)
- 主要メーカーが集結し共同開発することで、デファクト・スタンダードを形成して海外企業より優位に事業展開。



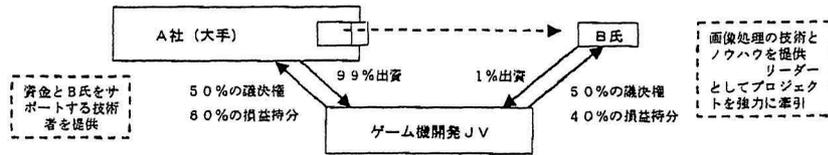
(想定例3) 研究開発促進②: 大手半導体メーカーとベンチャー企業との共同研究開発

- 半導体の微細な回路設計で強みを有するデザインハウス(ベンチャー企業)B社と大手半導体メーカーA社が、日本版LLPを用いて、回路設計を行うためのJVを共同出資で設立。
- 技術はあるが資金力のないB社は当初10%の金銭出資とし、研究開発にあたっては技術等で貢献。残りの出資の90%はA社が引き受け、JVの成果物の活用方法等は、当事者間で柔軟に決定。



(想定例4) 研究開発促進③: スピンオフベンチャー(技術者等の繋ぎ止め策)

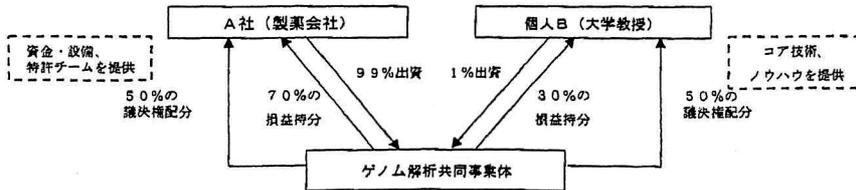
- 大手電機メーカーA社の中で、画像処理技術に知見を有する技術者B氏が、A社から独立して新型ゲーム機を開発しようと決意。A社は、B氏の知見とリーダーシップを見込んで、全面的にバックアップすることとし、スピンオフするB氏と共同でゲーム機開発JVを日本版LLPで設立。
- 技術と知見はあるが資金力のないB氏は1%の金銭出資とし、ゲーム機開発の技術面とプロジェクト管理面で貢献。残りの出資の99%はA社が引き受け、かつ、B氏をサポートする技術者も出向待遇で派遣。JVの意思決定はB氏が中心となり、成果物の活用方法等は、当事者間で柔軟に決定。



(現行) 株式会社	日本版LLPを活用した場合
<p><b>デメリット1: 組織の設置義務</b> JVの運営について、株式会社形態を取るため、取締役会や株主総会を設置する必要があり、意思決定のスピードがなく、また無駄なコストが発生。</p> <p><b>デメリット2: 権限配分・損益配分の比率が硬直的</b> 「株主平等原則」が存在するため、原則として出資比率ごとの権限設定(議決権)、出資比率ごとの損益配分が義務付けられる。技術やノウハウを加味した柔軟な権限配分・損益配分は行いがたい。</p> <p><b>デメリット3: 法人課税</b></p>	<p><b>メリット1: 意思決定の柔軟性とスピード</b> A社とB氏で結んだ組合契約に基づき、組織の運営方法を決定。取締役会や株主総会の設置義務もなく、出資比率に応じない議決権比率が設定できるため、開発業務に関する技術とノウハウを持つB氏にA社と対等な決定権限を持たせることで、柔軟かつ機動的な意思決定が可能。</p> <p><b>メリット2: 出資比率に拘らない権限配分・損益配分が可能</b> 出資額は少ないが、技術面・プロジェクト管理面でのB氏の貢献を勘案し、意思決定権限の大部分と出資比率を大きく上回る利益分配を設定。B氏のインセンティブの向上が可能となる。 ・研究開発の成果物や、特許権等は当事者間で柔軟に分配。</p> <p><b>メリット3: 構成員課税</b> A社にとっては、自社の一部門で研究開発を実施するのと同じ税制上の扱いを確保できる。</p>

(想定例5) 産学連携: ゲノム解析の応用研究を進める大学発ベンチャー

- 大学においてバイオテクノロジーの研究をして、ゲノム解析の革新的な方法を発見した教授が、当該方法の製薬業界での活用に向けて応用研究を進め、実用化を図るために、製薬会社を出資者として、日本版LLPを用いてベンチャー企業を立ち上げた。教授は技術・ノウハウを提供し、製薬会社は、資金、研究設備、特許戦略チームを提供。
- 出資比率では製薬会社が大半を有するが、当該解析方法の重要性及び応用研究に対する大学教授の貢献度等を勘案の上、研究に関する意思決定や当該解析方法によって得られる利益の分配を柔軟に定めることにより、大学教授の応用研究事業への積極的な関与を促すことができる。

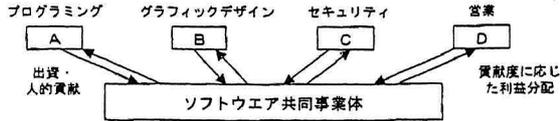


(現行) 株式会社	日本版LLPを活用した場合
<p><b>デメリット1: 出資比率に応じた権限配分</b> 株式会社は出資比率に応じて権限配分が定まるため、出資割合の低い大学教授の意見を採用することが難しく、製薬会社(株主)の意向に沿った意思決定が行われる。</p> <p><b>デメリット2: 利益分配が出資比率に応じて硬直的</b> 出資比率に応じた利益分配しかできないため、大学教授の技術・知見および貢献度を勘案の上、柔軟に利益分配を行うことができない。 ・このため、このような大学教授に対しては、ストックオプション(新株予約権)を付与することが可能であるが、手続きが煩雑で行使しづらいという問題があるため、使い勝手が悪いとされている。</p> <p><b>デメリット3: 法人課税</b></p>	<p><b>メリット1: 出資比率に関係なく柔軟な権限配分を定められる</b> ・研究に関する意思決定等に関して、出資比率の低い大学教授の意見を反映させるために、出資比率に応じない柔軟な意思決定権限をあらかじめ組合契約において当事者間で定めておくことができる。</p> <p><b>メリット2: 出資比率に関係なく柔軟な利益分配が行える</b> ・応用研究に対する大学教授の技術・知見および貢献度を勘案の上、出資比率に応じない柔軟な利益分配を行うことができる。</p> <p><b>メリット3: 構成員課税</b> ・企業間にとっては、大学教授との連携でありながら、自社の一部門で研究開発を実施するのと同じ税制上の扱いを受ける。</p>

(想定例6) 高度サービス産業振興①: ソフトウェア、コンテンツ業界の専門人材集団

- プログラミングやグラフィック・デザイン、セキュリティ、営業等、それぞれの分野において他人のない強みを持った専門人材（個人事業主）同士が集まって、新しいソフトウェアの開発・販売を共同で手掛けるために、ソフトウェア共同事業体を日本版LLPを用いて設立。
- LLPには最低資本金規制が課されないことから、各構成員は、LLPの日々の活動に必要な最低限の資金をLLPに拠出。組合契約で、権限配分をプロジェクトごとに自由に定めることが可能である上、事業によって得た利益は、出資比率に関係なく、各個人のプロジェクトに対する貢献度に応じて分配できる。

個々の強みを持った専門人材が、互いの技術等を持ち寄ってより大きな事業を展開するために、共同事業体を組織。

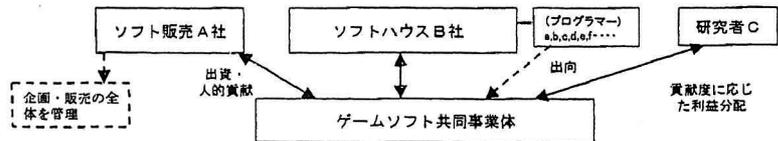


(現行) 株式会社
<b>デメリット1: 最低資本金規制</b> ・1円会社での設立（ただし経済産業省宛の確認申請が必要）を除けば、設立時に1,000万円の資金調達が必要。
<b>デメリット2: 組織内部の柔軟性がない</b> ・株主総会、取締役会など会社機関の設置が法律で強制されており、意思決定権限の配分は出資比率に応じて行わなければならないなど、組織内部の柔軟性がない。
<b>デメリット3: 利益分配が出資比率に応じて硬直的</b> ・会社としての利益処分を行う必要があり、各株主の出資比率に応じた利益配当しかできない。
法人課税

日本版LLPを活用した場合
<b>メリット1: 最低資本金規制がなく、スピード感のある設立が可能</b> ・最低資本金規制がなく、LLPの日々の活動に必要な最低限の資金を準備しておくだけで設立が可能。
<b>メリット2: 組織内部の柔軟性が確保される</b> ・会社機関を設ける必要がなく、プロジェクトごとのマネージャーによる意思決定等の権限配分の柔軟化が可能。株主から独立した機動的な意思決定が可能。
<b>メリット3: 個々の貢献度に応じた柔軟な利益分配が可能になる</b> ・組合契約において、出資比率に比例せず、個々の貢献度に応じた柔軟な利益分配ができる。
<b>構成員課税</b> : 個人がその能力を持ち寄り、個性を活かしつつ共同事業を営むので構成員課税が妥当。

(想定例7) 高度サービス産業振興②: IT産業(ソフトウェア開発)

- ゲーム用ソフトウェア販売会社A社と、日本在住の外国人が経営するソフトハウスB社と、画期的な複製防止技術を有する研究者Cが協力し、外国市場をターゲットにしたゲームソフトの開発販売を共同で手掛けるために、ゲームソフト共同事業体を日本版LLPを用いて設立。
- A社は企画・販売の全体を管理し、B社は、外国向けの商品アレンジと、低コストで優秀な外国人プログラマーによる低コストのソフトの製作、Cは技術面で貢献。
- 組合契約で、権限配分をプロジェクトごとに自由に定めることが可能である上、事業によって得た利益は、出資比率に関係なく、各構成員のプロジェクトに対する貢献度に応じて分配できる。



株式会社
<b>デメリット1: 組織内部の柔軟性がない</b> ・株主総会、取締役会など会社機関の設置が法律で強制されており、意思決定権限の配分は出資比率に応じて行わなければならないなど、組織内部の柔軟性がない。
<b>デメリット2: 利益分配が出資比率に応じて硬直的</b> ・会社としての利益処分を行う必要があり、各株主の出資比率に応じた利益配当しかできない。
<b>デメリット3: 法人課税</b> ・法人（共同事業体）段階で課税され、出資者（参加企業）へ利益分配した段階でも課税されるため、二重課税が生じる。

日本版LLPを活用した場合
<b>メリット1: 組織内部の柔軟性が確保される</b> ・会社機関を設ける必要がなく、出資比率に関わらず、各部門ごとに担当構成員に権限を重点的に配分（企画・販売はA氏、製作はB氏、技術はC氏）することが可能。株主から独立した機動的な意思決定が可能。
<b>メリット2: 個々の貢献度に応じた柔軟な利益分配が可能になる</b> ・組合契約において、出資比率に比例せず、個々の貢献度に応じた柔軟な利益分配ができる。
<b>メリット3: 構成員課税</b> ・他社との連携でありながら、自社の一部門で新事業を実施するのと同じ税制上の扱いを確保できる。 ・出資者段階のみの課税のため二重課税が生じない。

(資料) 経済産業省経済産業政策局産業組織課「日本版LLP制度導入について」

2004年9月

## 経済経営研究目録

(1980年7月より2004年12月まで)

Vol. No. 発行年月

### ◇経済一般理論・実証◇

経済の情報化とITの経済効果	22 (1)	2001. 11
日米経済と国際競争	20 (4)	2000. 3
現金収支分析の新技法	16 (3)	1995. 11
日米独製造業の国際競争力比較	12 (1)	1991. 6
－実質実効為替レートを利用した要因分析－		
レーガノミックスの乗数分析	10 (1)	1989. 5
為替レートのミスアラインメントと日米製造業の国際競争力	9 (1)	1988. 7
貯蓄のライフ・サイクル仮説とその検証	2 (3)	1982. 1
今後のエネルギー価格と成長径路の選択	1 (1)	1980. 7
－期待されるエネルギーから資本への代替－		

### ◇設備投資◇

1990年代の設備投資低迷の背景について	25 (4)	2004. 12
－財務データを用いたパネル分析－		
設備投資と不確実性	25 (2)	2004. 9
－不可逆性・市場競争・資金制約下の投資行動－		
大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究	16 (6)	1996. 1
－1985～1995年－		
大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究	16 (2)	1995. 11
－1966～1984年－		
大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究	15 (1)	1994. 12
－1945～1965年－		
大都市私鉄の投資と公的助成	14 (1)	1993. 4
－地方鉄道補助法とその評価－		
鉄道運賃・収支と設備投資	13 (2)	1992. 7
大都市圏私鉄の設備投資について	12 (3)	1991. 8

設備投資と資金調達 －連立方程式モデルによる推計－	11 (4)	1991. 2
土地評価とトービンの $q$ / Multiple $q$ の計測	10 (3)	1989. 10
我が国の設備機器リース －その特性と成長要因－	9 (5)	1989. 3
設備の償却率について －わが国建設機械の計測例－	9 (3)	1988. 9
設備投資の決定要因 －各理論の実証比較と VAR モデルの適用－	6 (5)	1986. 3
設備投資研究 '85 －主要国の設備投資とわが国における R&D 投資の構造的特色－	6 (4)	1985. 9
設備投資研究 '84 －変貌する研究開発投資と設備投資－	5 (1)	1984. 7
設備投資研究 '82 －調整過程における新たな企業行動－	4 (2)	1983. 7
投資促進施策の諸類型とその効果分析	4 (1)	1983. 7
設備投資研究 '81 －研究開発投資の経済的効果－	3 (4)	1982. 7
税制と設備投資 －調整費用、合理的期待形成を含む投資関数による推定－	3 (3)	1982. 7
時系列モデルの更新投資への適用	3 (2)	1982. 7
設備投資研究 '80 －投資行動分析の新しい視角－	2 (2)	1981. 7

#### ◇金融・財政◇

日本企業のガバナンス構造 －所有構造、メインバンク、市場競争－	24 (1)	2004. 1
非対称情報下の投資と資金調達 －負債満期の選択－ －投資非効率と企業の規模－	23 (3)	2003. 2

メインバンク関係は企業経営の効率化に貢献したか －製造業に関する実証研究－	21 (1)	2000. 8
ドル・ペッグ下における金融危機と通貨危機	20 (3)	1999. 8
アメリカ連邦政府の行政改革 －GPRA を中心にして－	20 (1)	1999. 6
なぜ日本は深刻な金融危機を迎えたのか －ガバナンス構造の展望－	19 (1)	1998. 9
国際機関投資家の新潮流	16 (4)	1995. 9
アメリカの金融制度改革における銀行隔離論	13 (1)	1992. 6
メインバンクの実証分析	12 (4)	1992. 3
Asset Bubble のミクロ的基礎	11 (3)	1990. 12
資産価格変動とマクロ経済構造	11 (2)	1990. 7
貯蓄・投資と金利機能	11 (1)	1990. 6
金融構造の変化について	10 (2)	1989. 8
公的部門の金融活動 －米国での動きとわが国との対比－	9 (4)	1988. 10
クラウドディング・アウトについての研究 －国債発行の国内貯蓄および金融仲介への影響－	8 (1)	1987. 11
アメリカの金融システムの特徴と規制緩和	7 (1)	1986. 10
アメリカの金融自由化と預金保険制度	6 (3)	1985. 6
西ドイツの金融自由化と銀行収益および金融制度の安定	6 (2)	1985. 7
西ドイツの公的金融 －その規模と特徴－		
アメリカの公的金融 －フェデラル・ファイナンスング・バンクと住宅金融－	6 (1)	1985. 7
金融市場の理論的考察	5 (2)	1984. 7
債券格付に関する研究	2 (1)	1981. 7
資本市場に於ける企業の資金調達 －発行制度と資金コスト－	1 (2)	1980. 10

## ◇資源・環境◇

カーボンファイナンスの評価と今後の可能性	25 (5)	2004. 12
ーモンテカルロ法によるシミュレーション分析ー		
地域経済と二酸化炭素排出負荷	24 (4)	2004. 3
エネルギー問題に関する理論および実証のサーベイ	1 (3)	1981. 2

## ◇会計・企業・財務◇

コーポレート・ガバナンスの世界的動向	25 (3)	2004. 9
ー欧米、中国・韓国における法制度を中心とする最近の展開 ならびに「会社法制の現代化に関する要綱試案」の動向ー		
コーポレート・ガバナンス改革の現状と課題	24 (5)	2004. 3
ー経営機構改革の具体例の検討、内部統制システム等 に関する考察を中心としてー		
利益の質による企業評価	24 (3)	2004. 3
ー利質分析の理論と基本的枠組みー		
企業の再生と挫折	24 (2)	2004. 3
ーUALにおけるターンアラウンド戦略の評価ー		
商法改正後の新しいコーポレート・ガバナンスと企業経営	23 (6)	2003. 3
ー社外取締役、監査役会など米国型機構、従来型機構の検討を中心としてー		
日本の製造業	23 (5)	2003. 3
ー長期データに基づく収益力の再検証ー		
利益操作の研究	23 (4)	2003. 2
ー不当な財務報告に関する考察ー		
バブル崩壊後の企業財務の推移と課題	18 (3)	1998. 3
連結決算 20 年のデータで見る日本企業の資本収益性低下	18 (2)	1998. 3
日米医療 NPO (非営利組織) の経済分析	17 (2)	1997. 3
企業のリストラクチャリングについて	16 (1)	1995. 5
日本主要企業の資本構成	12 (2)	1991. 7
企業における情報行動の分析	7 (2)	1987. 3
ー職場における情報行動に関する調査報告ー		
ビジネス・リスクと資本構成	3 (1)	1982. 4

## ◇産業構造・労働◇

技術進歩と人的資本	25 (1)	2004. 5
ースキル偏向的技術進歩の実証分析ー		
我が国の半導体産業とイノベーション	23 (7)	2003. 3
ーイノベーション経営研究会報告書ー		
我が国製造業の打開策を探る	23 (2)	2002. 11
ープロダクション・ニューパラダイム研究会報告書ー		
貿易と雇用	23 (1)	2002. 11
ーグローバル化の産業と地域への影響ー		
グローバル化と労働市場	21 (2)	2000. 11
ー日本の製造業のケースー		
偏向的技術進歩と日本製造業の雇用・賃金	20 (2)	1999. 6
ーコンピュータ投資にみる技術進歩の影響ー		
戦間期日本における農工間賃金格差	19 (3)	1998. 12
日本の労働市場と失業	9 (2)	1988. 8
ーミスマッチと女子労働供給の実証分析ー		
産業調整問題に関する理論および実証	3 (5)	1982. 8

## ◇地域政策◇

地域・目的別社会資本ストックの経済効果	19 (2)	1998. 11
ー公共投資の最適配分に関する実証的分析ー		
地域間所得移転と経済成長	18 (1)	1998. 3
アジアにおける地域の国際ネットワーク化試論	17 (1)	1997. 3
ーネットワークの理論的考察とその応用としてのアジア重層ネットワーク構想ー		
新しい町づくりの試みサステイナブル・コミュニティ	16 (5)	1995. 10
ー真のベター・クオリティ・オブ・ライフを求めてー		
首都圏を中心としたハイテクゾーンの現状と将来	6 (6)	1986. 3